

「総合口座および流動性預金関連規定集」の改定のお知らせ

山陰合同銀行では、ごうぎんアプリの口座開設機能の変更により、ごうぎんアプリを利用して開設した印鑑の届出がない口座（以下「印鑑レス口座」といいます。）の取扱を開始することに伴い、「総合口座および流動性預金関連規定集」を改定し、印鑑レス口座取引規定を新設します。

下記変更日以降、新規定によりお取扱させていただきます。

なお、新規定は、改定前よりお取引いただいているお客様にも適用されます。

記

1. 改定事項

下表のとおり、改定いたします。

※下表では、新設する規定の内容を記載しております。

※全条項は、定型約款として当行ホームページ上「定型約款・規定集」に掲載しております。

【総合口座および流動性預金関連規定集】

新設

印鑑レス口座取引規定

本規定は、印鑑レス口座取引に関する取扱いを定めるものです。

1. 印鑑レス口座の定義

- (1) 印鑑レス口座とは、取引口座の開設に当たり、当行へ印鑑の届出を行わず、取引の際の本人確認をキャッシュカードによる認証、その他印鑑照合を利用しない方式の認証により行う旨の取扱い（以下「印鑑レス取扱い」といいます。）が適用される口座をいいます。

2. 印鑑レス口座の開設

- (1) 印鑑レス口座を開設するには、当行が提供するアプリごうぎんアプリの口座開設機能により口座を新規に開設する必要があります。既に印鑑届出済みの口座を印鑑レス口座とすることはできません。

3. 印鑑レス口座に係る取引

- (1) お客様は、印鑑レス口座での取引を行う場合、原則として、ごうぎんインターネットバンキングサービスの利用、またはATM等（カード規定第1条カードの利用をいいます。）の利用により、行うものとします。
- (2) お客様が、当行の窓口において、印鑑レス口座での取引をされる場合は、当行所定の本人確認資料の提示により、本人確認を行います。
- (3) 当行がお客様の印鑑レス口座での取引依頼の受付を謝絶したことにより、お客様に損害が生じた場合であっても、当行に故意または重大な過失があるときを除き、一切の責任を負わないものとします。

4. 印鑑レス口座の解約

- (1) 印鑑レス口座を解約する場合、お客様より預金解約申込書、当行所定の本人確認資料の写しの提出およびキャッシュカードの返戻等当行所定の方法にて手続きを行うものとします。

5. 印鑑レス口座では行うことができない取引

- (1) 印鑑レス口座では、口座振替依頼書や各種申込書など当行所定の印鑑の押印が必要な取引を行うことはできません。

6. 印鑑レス取扱いの解除

- (1) 印鑑レス口座を保有中のお客様は、印鑑の届出その他当行所定の手続きをお取りいただくことにより、印鑑レス口座を、印鑑照合による本人確認を行う取引口座に変更することができます。

7. 印鑑レス取扱いの停止等

- (1) 当行は、以下の場合、印鑑レス取扱いの適用を一時的に停止することがあります。但し、当行において停止事由が消滅したと判断したときは、速やかに停止を解除します。
- ① お客様が本規定に違反するなど、当行が印鑑レス取扱いの停止を必要とする相当の事由が生じたとき
 - ② 住所やメールアドレスの変更等を行わなかったなど、当行においてお客様の所在ないし連絡先が不明とな

ったとき

- ③ 印鑑レス口座または印鑑レス取引がキャッシュカードの偽造・盗難・紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断したとき
- (2) 当行は、印鑑レス取扱いの継続的な提供に支障があると判断したときその他必要と認めたときは、提供を中止し、または打ち切ることがあります。
- (3) 当行が印鑑レス取扱いの適用を一時的に停止し、または提供を中止し、もしくは打ち切ることにより、お客さまに損害が生じた場合であっても、当行に故意または重大な過失があるときを除き、一切の責任を負わないものとします。

8. 規定の準用

- (1) 本規定に定めのない事項については、当行の普通預金規定、振込規定、カード規定、口座振替規定、ごうぎんインターネットバンキングサービス利用規定、電子交付サービス利用規定、ダイレクト支店取引規定、ごうぎんアプリ利用規定等の各規定により取扱います。
本規定と他の規定の定めが異なる場合は本規定が優先します。

9. 規定の変更

- (1) 本規定の各条項およびその他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表または通知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この場合、公表の日から適用開始日までは、変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。

以上

2. 改定日

2021年3月1日

以上